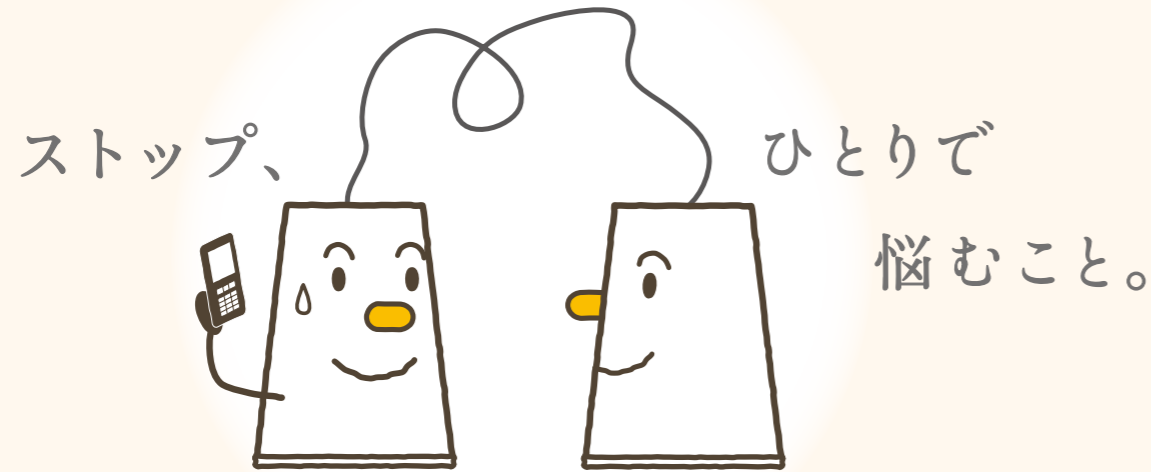


## 京都府自殺ストップセンター



府内の自殺者数が1998年以降毎年500人を超えるという厳しい現状を踏まえ、自殺防止対策の強化を図るため、京都府自殺ストップセンターを開設しています。

うつ病、多重債務、生活苦、介護疲れ等、自殺に繋がる様々な背景を持った相談に対して、精神科医、弁護士、司法書士、臨床心理士、精神保健福祉士等の専門スタッフがチームとして対応します。



こころ まるくなる

**TEL/0120-556-097** ※京都府内全域からフリーダイヤル

相談日時 / 月曜～金曜〈年末年始・祝日除く〉午前9時～午後8時〈面接相談は、午前9時～午後5時〉

# 京都府精神保健 福祉総合センター

ごあんない



## 京都府精神保健福祉総合センター

〒612-8416

京都市伏見区竹田流池町 120

TEL/075-641-1810 FAX/075-641-1819

<http://www.pref.kyoto.jp/health/>

### 利用交通機関

- 地下鉄 『くいな橋駅』下車 北口(1番出口)すぐ
- 近鉄 『上鳥羽口駅』下車 東へ徒歩10分
- 京阪 『深草駅』下車 西へ徒歩15分
- バス 京都市バス『竹田久保町』下車 西へ徒歩6分

# 業務のごあんない

## 府民のこころの健康づくりのために

### ◇◇ こころの相談電話 ◇◇

- ・こころが疲れていませんか？
  - ・仕事のことで悩んでいませんか？
  - ・家族のことで悩んでいませんか？
  - ・お酒のことで悩んでいませんか？
  - ・青年期のこころの危険信号はみられませんか？
- こころの健康に関する相談をお聞きします。



**TEL/075-645-5155** (月曜～金曜(年末年始・祝日除く))  
午前9時～12時、午後1時～4時  
京都府(京都市を除く)にお住まいの方の相談窓口です。

京都市にお住まいの方は、  
**京都市こころの健康増進センター**  
**TEL/075-314-0874** にお電話してください。

### ◇◇ 来所相談 ◇◇

すべて予約制ですので、まず「こころの相談電話」で予約してください。  
面接による精神保健福祉相談(精神科医、精神保健福祉相談員、臨床心理技術者など)を行っています。  
※相談は無料。ただし精神科医による診療は保険診療となります。

### ◇◇ 普及啓発 ◇◇

精神保健福祉に関する正しい理解を進めるために、ホームページ「心の健康のためのサービスガイド」  
<http://www.pref.kyoto.jp/health/>  
の開設、パンフレットなどの印刷物の発行・配布、講演会の開催、講師派遣を行っています。  
また、地域での精神障害・精神疾患の理解者としてこころの健康推進員の養成も行っています。

## 地域精神保健福祉活動の推進のために

### ◇◇ 技術援助 ◇◇

保健・医療・福祉・教育などの関係機関へ専門的立場から積極的に技術指導ならびに技術援助を行っています。

### ◇◇ 調査研究 ◇◇

地域精神保健福祉活動の推進のための調査研究、各種情報の収集・整理保管を行っています。

### ◇◇ 教育研修 ◇◇

保健所、市町村、障害者支援施設等の精神保健福祉関係機関の職員に対して技術の向上を図るための専門的な研修を行っています。

### ◇◇ 組織育成 ◇◇

精神障害のある方の社会参加や自立を支援する団体・自助グループの活動に対して支援を行っています。

### ◇◇ こころの健康推進員設置事業 ◇◇

こころの健康推進員とは、精神障害のある方の良き理解者として、自立と社会参加を促進し、すべてのひとを大切にする地域社会づくりを推進していただく方々です。  
こころの健康推進員になっていただくための養成講座は2年ごとに開催します。全課程修了された方で希望される方について、住所地を所管する保健所で面接の上、業務依頼を行います。  
※各地域の状況等により希望者全員の方にこころの健康推進員としての業務を依頼できない場合がありますのであらかじめご了承ください。

## 精神障害のある方の社会復帰・社会参加の促進のために

### ◇◇ 精神科デイケア ◇◇

#### 特色

統合失調症や気分障害、強迫性障害、アスペルガー症候群などの様々な病気を抱えた、若い年代(平均年齢30才)の方が多く通所されています。就労や就学といった自分なりの社会参加を実現するため、主治医はじめ関係機関と連携しながら、個別担当制によるきめ細かな支援を実施しています。通所期間は6ヶ月、最長3年まで更新可能です。

#### 利用者

精神科医療機関に定期的に通院している方で、「人とうまくつきあいたい」「元気になったら働きたい」「外出できるようになりたい」「生活リズムを整えたい」などの悩みを抱えた方。休職・休学中の方の短期利用も可能ですのでご相談ください。

#### 利用日時

月・火・木・金 午前9時～午後4時30分

#### スタッフ

精神科医、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者の専任職員のほか、各プログラム講師が担当しています。



#### プログラム内容

社会生活技能訓練(対人技能訓練、職業前訓練、生活自立訓練)や心理教育プログラム(服薬自己管理)、創作活動(陶芸、ペン習字、クラフトなど)、身体・表現活動(ヨガ、音楽、演劇)、所外活動など様々な活動を行っています。

#### 家族教室

通所者のご家族を対象とした家族教室を開催しています。

#### 利用方法

まず見学予約のお電話(デイケア直通 **TEL/075-641-1890**)をお願いします。  
予約なしで来所されますと、改めて見学予約の上、別の日に来所いただくことになる場合があります。ご了承ください。

#### 費用

通院医療費が必要です。自立支援医療(精神通院)制度を利用されると自己負担額が軽減されます。

### ◇◇ 精神障害者社会適応訓練事業 ◇◇

精神障害のある方の社会参加をすすめるために、理解のある協力事業所で働くことを通して社会生活適応のための訓練を行う事業です。

#### 目的

一般の会社で働くことを体験し、仕事に対する集中力・持久力・円滑な対人関係を築く力や環境に適応する力を養い自信や意欲を取り戻し、社会的自立を目指します。

#### 対象者

1. 精神科デイ・ケアなどに通い生活リズムの安定している方
2. 就労意欲のある方
3. 通院中で服薬ができ症状の安定している方
4. 主治医の了解を得ている方

#### 期間

原則6ヶ月(必要に応じて3年まで更新できます。)

#### 訓練手当

ありません。

#### 内容

協力事業所で行っている仕事

#### 相談窓口

お住まいの保健所の精神保健福祉相談員にご相談ください。

### ◇◇ 精神障害者保健福祉手帳の判定・交付 ◇◇

市町村で受付された精神障害者保健福祉手帳の申請の判定・交付を行っています。

### ◇◇ 自立支援医療(精神通院)の支給認定・受給者証の交付 ◇◇

市町村で受付された自立支援医療(精神通院)の支給認定・受給者証の交付を行っています。

## 精神障害者の人権に配慮した適正な医療を確保するために

### ◇◇ 精神医療審査会の事務 ◇◇

入院中の患者の人権に配慮しつつ、適正な医療及び保護を確保するために設置されている精神医療審査会の事務を行っています。また、入院中の方やその保護者等から退院請求等のための相談電話を設置しています。

### ◇◇ 退院請求等のための相談電話 ◇◇

**TEL/075-641-2160**  
(月曜～金曜、午前8時30分～12時、午後1時～5時15分)  
※対象は府内(京都市内を除く)の精神科の病院に入院中の方です。通院中の方等については、「こころの相談電話」にご相談ください。